

令和2年度市有施設照明設備 LED 化実施可能性調査業務に係る業務委託仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が委託する令和2年度市有施設照明設備 LED 化実施可能性調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 用語

この仕様書において使用する用語は、令和2年度市有施設照明設備 LED 化実施可能性調査業務に係る業務受託候補者選定要項において使用する用語の例による。

3 業務規定

本仕様書に記載がない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び受託人（以下「乙」という。）の両者が協議して決定するものとする。

4 業務責任者

- (1) 業務の期間中、業務責任者を1名配置しなければならない。
- (2) 業務責任者は、業務の期間中は随時、甲と協議し、業務が円滑に実施されるよう管理しなければならない。

5 業務計画書

本業務の実施に当たり、業務を実施する要員、工程等について取りまとめた業務計画書を作成し、甲に提出するものとする。

6 資料整理

- (1) 甲が貸与する関連資料を整理し、業務の実施において遺漏のないよう準備しなければならない。
- (2) 貸与する資料は、乙の責任において善良な管理者としての管理を行うものとし、甲の一時的な返却の指示に迅速に対応するものとする。
- (3) 資料の整理において業務上必要があると認められる場合は、甲と協議して別途資料の準備を行うものとする。

7 秘密保持

- (1) 本業務で知り得た業務上の秘密に係る事項について、その秘密を保持し、漏洩してはならない。本業務の完了後も同様とする。

(2) 秘密保持の範囲

秘密情報とは、本業務締結以降に甲から乙に開示される業務の対象となる業務上の情報をいう。ただし、次の項目のいずれかに該当する情報は、秘密の表示又は明示の有無を問わず、秘密情報に当たらないものとする。

ア 乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していたか又は公知の情報

イ 乙が甲から開示を受けた後、乙の故意又は過失によらず公知となった情報

ウ 乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

(3) 秘密情報使用制限

- ア 秘密情報については、本業務の責任者及び実施者以外に開示しないこととする。また、再委託先に対しても秘密保持に関して責任を負うものとする。
- イ 秘密情報は、甲から委託された業務のみに使用するものとし、他の業務目的に転用又は盗用しないこととする。
- ウ 秘密情報の複製又は転写を行うことを禁止する。
- エ 前述の定めにかかわらず、法令又は裁判所の指示等により秘密情報の開示を要求された場合、甲と協議のうえ、要求の範囲内において当該秘密情報を開示できるものとする。

(4) 秘密情報の返還

- ア 受託人でなくなった場合は、速やかに甲に当該秘密情報を返還することとする。
- イ 引き続き当該秘密情報を保有する必要がなくなったと判断する場合は、乙の責任において適切な廃棄措置を講ずるものとする。
- ウ 業務後においても、引き続き秘密保持の義務を負うものとする。

(5) 知的財産権

委託業務による納品物等の著作権を含む知的財産権は、その全てにおいて甲に帰属し、納品物等は乙から甲へ無償で譲渡すること。この場合、乙は、甲が成果物を提供した第三者に対して、著作者人格権を行使又は主張しないものとする。

第2章 委託業務

1 概要

国が第3次エネルギー基本計画において、LEDを含む高効率次世代照明を2030年までにストック（設置量）で100%普及させる目標を立てている。一方で、本市施設の照明設備については、平成26年度から一部の新築施設でLEDの導入を開始しているが、既設施設の大部分でなお蛍光灯が広く使用されている状況にある。

照明設備を蛍光灯からLEDに置き換えることによりおおむね60%の消費電力の削減が可能となるため、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量の削減に効果が大きく、また、財政効果も大きい。

したがって、地球温暖化対策とコスト削減に早急に着手し、全庁的な照明設備LED化に取り組む必要がある。

実施に当たっては、各施設の照明設備の現状を把握するとともに、照明設備LED化の各種整備手法を比較検討し、最も経済的かつ効率的に実施する手法を選定することが重要である。また、多数に上る本市施設の照明設備LED化を計画的に実施する必要がある。このため、令和2年度においては、区役所・支所総合庁舎及び出張所を対象に現状調査及び実施可能性調査を実施し、整備手法の検討に着手するものである。

2 履行期間

委託契約締結の日から令和2年10月30日（金）まで

3 業務内容

(1) 事業手法の基礎検討

照明設備LED化において想定される事業手法について、各事業手法の基本的なメリット・デメリット、導入に当たっての課題等の抽出を行う。

(2) 各事業手法の事業費算出

本市が提供する区役所・支所総合庁舎及び出張所における照明器具の使用台数, 使用状況, 電力使用量, 電力単価等の情報を基に, 社内の蓄積データや事業者ヒアリング等を通じて想定される事業手法ごとの事業費(調査・設計費, 器具購入費, 器具等交換工事費, その他の費用)を算出し, 比較検討を行う。

(3) 本市が取るべき事業手法の検討・提案

その他の各事業の効果, 必要となる事務量, 課題等を踏まえ, 本市として最も効果的な事業手法を検討し提案する。

4 業務の体制

次のいずれかの者を業務責任者として1名, 業務実施者として2名以上を配置し本業務を円滑に実施すること。

(1) エネルギー管理士の資格を持つ者

(2) 設備設計一級建築士, 建築設備士又は技術士(建設部門, 電気電子部門, 機械部門, 衛生工学部門, 環境部門)のいずれかの資格を有し, かつ過去5年以内(平成27年度以降)に自治体における照明設備LED化などの省エネルギー改修に係る調査及び分析を実施し, その実施可能性に関する提案等の業務経験がある者

(3) 過去5年以内(平成27年度以降)に官民協働による施設整備に係る調査及び分析を実施し, その実施可能性に関する提案等の業務経験がある者

5 スケジュール

スケジュールの目安は次のとおりである。

業務内容	令和2年
	10月
3(1) 事業手法の基礎検討	● →
3(2) 各事業手法の事業費算出	● →
3(3) 本市が取るべき事業手法の検討・提案	● →

第3章 その他

1 受託提案書の取扱い

提出された受託提案書の内容は, 本委託仕様書を構成するものとする。

2 打合せ協議

業務責任者は, 甲と緊密な連絡と打合せ協議を行い, 業務の遂行に遺漏のないよう努めなければならない。

なお, 打合せ協議については, 協議録を作成し, 協議終了後, 甲の確認を受けるものとする。

3 成果物

成果物は以下のとおりとする。原本は1部提出し, 電子データをDVD-Rに記録して納品すること。電子ファイルの形式は, ワード, エクセル, PDF又はJPEGとし, その他のファイル形式を用いる場合は, 本市と協議すること。また, 履行期限内に納品すること。なお, 作成する資料は, 白黒で印刷しても文字や図表等が明確に判明できるものとする。以下以

外に必要な成果物及び報告書内容等は，別途協議により決定する。

- ・ 業務計画書
- ・ 業務報告書
- ・ 打合せ議事録

4 事務用品等

本業務に必要な事務用品やパソコン等については，乙の負担で用意し，必要があれば業務履行場所に持参すること。

5 留意点

甲が提供した資料及びデータ等については，他への流用を一切禁止する。また，本業務が終了した時点で速やかに返却又は抹消すること。